

令和4年2月まん延防止等重点措置に伴う時短要請協力金 (延長分) 申請に必要な書類一覧

(全8ページ)

※令和4年1月まん延防止等重点措置区域(福島県全域)における時短要請協力金【本申請】の単価と同じ単価での算定に同意する場合、省略できる書類があります。

①すべての事業者が提出するもの (右記マークが目印)

R4.1

1 時短協力金申請書(様式1)

■ 令和4年2月まん延防止等重点措置に伴う時短要請協力金(延長分)申請書(全4ページ)

詳しくは「記入例」をご覧ください。
※鉛筆や消えるボールペン使用不可



2 営業カレンダー(申請額計算シート)(様式2)

■ 時短営業の状況を記入してください。

※県ホームページ上に掲載しているExcel版の使用を推奨します。

3 売上の状況について(様式3)

R4.1

■ 「協力金申請に係るフローチャート」で該当した項目について、売上金額(税抜)等を記入してください。

※県ホームページ上に掲載しているExcel版の使用を推奨します。

4 協力金の振込先通帳の写し

R4.1

■ 口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料(通帳の写し等)

■ インターネットバンキングの場合、上記事項が確認できる資料



※前回交付の口座と同一の場合に限り省略可能

5 営業許可証の写し

R4.1

- 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証
※住所が申請書の店舗住所と異なる場合は、理由書を追加添付してください。

※R4.1月申請で提出した許可証の有効期限が令和4年3月6日以前である場合は、有効期限が令和4年3月7日以降の許可証を提出してください。

時短・休業した全期間が含まれる許可証を提出してください
令和4年2月18日より前に許可取得
※有効期限が令和4年3月7日以降のもの

6 店舗内観・外観写真

R4.1

- 店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真と店舗内の様子（客席）が分かる内観写真を提出してください。



7 時短営業の案内を掲示したことが分かるもの

- 時短要請期間中の営業時間または休業していること、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む）が明記されたもの。
- 店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。
※申請前に申請書記載内容と相違が無いが、確認してください。

8 【認定店】：オレンジステッカーを掲示していることがわかる写真

【非認定店】：感染症対策の取組内容が分かる写真

R4.1

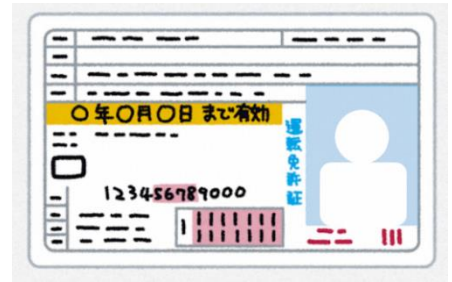
- 非認定店の場合は、業種別ガイドラインに基づき実施している感染症対策の状況が分かる写真を提出してください。
（例：利用者間の一定の距離を保つためにアクリル板等を設置していることが分かる写真など）



9 個人事業主の場合のみ 本人確認書類

R4.1

- 運転免許証、保険証等の写し
(住所等が裏面記載の場合は裏面も含む)
- マイナンバーカードの写しの場合は、表面のみ提出してください。
※有効期限が記載されている場合、期限内か確認してください。



10 交付要件・提出書類チェックリスト

- 「(別表1) 交付要件・提出書類チェックリスト」を用いて、提出書類にもれがないことを確認の上、提出してください。

② 飲食部門の売上の状況に関する資料関係

平成31年、令和2年、令和3年のうち、いずれかの2月の飲食部門の売上金額を用いて交付単価を算定します。

※令和3年の売上と比較する際に、申請時点で確定申告や市町村民税申告を行っていない場合は、必ず売上台帳及び売上申告書を提出してください。

「協力金申請のフローチャート」で自らが該当するア～エの区分に応じた書類をご準備ください。

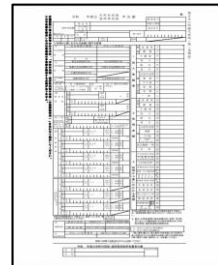
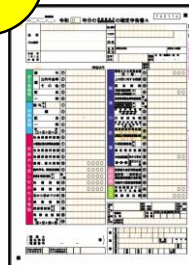
- ア** 売上高方式により申請する場合…P4
- イ** 売上高減少方式により申請する場合…P5～6
- ウ** 新規開店特例による売上高方式により申請する場合…P6
- エ** 新規開店特例による売上高減少方式により申請する場合…P7

ア 売上高方式により申請する場合

- 1 (個人の場合) 平成31年、令和2年または令和3年の確定申告書の第一表の写し
(法人の場合) 平成31年、令和2年または令和3年の法人税確定申告書別表一の写し

R4.1

- 收受日付印が押印されているものを提出してください。
- e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。



- 2 平成31年、令和2年または令和3年確定申告書における月別売上が確認できる資料

R4.1

- (法人の場合) 法人事業概況説明書
※月別売上金額が記載されたページを含む
- (青色申告の場合) 所得税青色申告決算書
- (白色申告の場合) 確定申告書第一表の収入金額と一致する平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上が分かる売上台帳

- 3 (確定申告や市町村民税申告を行っていない場合) 平成31年、令和2年または令和3年の売上台帳の写し

R4.1

- 平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上金額が分かる内容のものを提出してください。

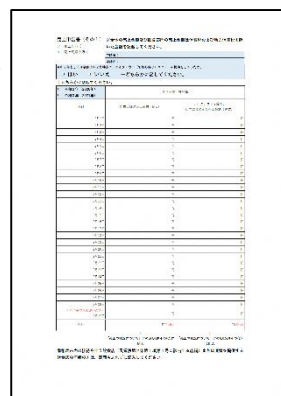


- 4 売上申告書(その1)(様式4)

R4.1

- 平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上に係る申告書(様式指定)を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものでしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。

**※必ず指定様式のもを提出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**

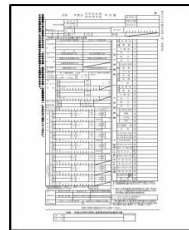
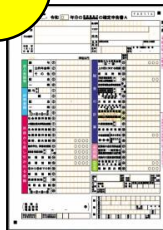


イ 売上高減少方式により申請する場合

- 1 (個人の場合) 平成31年、令和2年または令和3年の確定申告書の第一表の写し
(法人の場合) 平成31年、令和2年または令和3年の法人税確定申告書別表一の写し

R4.1

- 收受日付印が押印されているものを提出してください。
- e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。



- 2 平成31年、令和2年または令和3年の確定申告書における月別売上が確認できる書類

R4.1

- (法人の場合) 法人事業概況説明書
※月別売上金額が記載されたページを含む
- (青色申告の場合) 所得税青色申告決算書
- (白色申告の場合) 確定申告書第一表の収入金額と一致する平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上が分かる売上台帳



R4.1

- 3 (確定申告や市町村民税申告を行っていない場合) 平成31年、令和2年または令和3年の売上台帳の写し

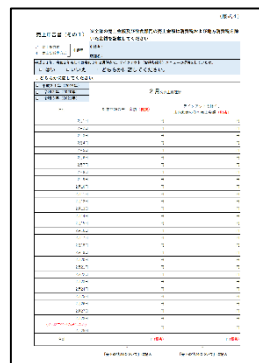
- 平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上金額が分かる内容のものを提出してください。



- 4 売上申告書 (その1) (様式4)

R4.1

- 平成31年、令和2年または令和3年の2月の売上に係る申告書 (様式指定) を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものでしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。
**※必ず指定様式のもを提出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**



5 売上申告書（その2）（様式5）

R4.1

- 令和4年の2月の売上に係る申告書（様式指定）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。
**※必ず指定様式のものを出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**

ウ 新規開店特例による売上高方式により申請する場合

1 売上申告書（その3）（様式6）

- 開店日から令和4年2月20日までの売上に係る申告書（様式指定）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。
**※必ず指定様式のものを出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**

2 開店日から令和4年2月20日までの売上台帳の写し

- 開店日から令和4年2月20日までの日ごとの売上が分かる売上台帳を提出してください。
※枚数が多くなる場合は、任意様式での提出可



3 開業届または開店日が分かる資料（チラシ等）の写し

- 令和3年2月2日以降に開店した場合、提出してください。
※実際の開業日と異なる場合は、任意書式の理由書を追加添付してください。

エ 新規開店特例による売上高減少方式により申請する場合

1 売上申告書（その2）（様式5）

- 令和4年の2月の売上に係る申告書（様式指定）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。
**※必ず指定様式のものを出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**

2 売上申告書（その3）（様式6）

- 開店日から令和4年2月20日までの売上に係る申告書（様式指定）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。
- 右欄には、テイクアウト売上をのぞく店内飲食売上のみの金額を記入してください。
**※必ず指定様式のものを出してください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。**

3 開店日から令和4年2月20日までの売上台帳の写し

- 開店日から令和4年2月20日までの日ごとの売上が分かる売上台帳を提出してください。
※枚数が多くなる場合は、任意様式での提出可



4 開業届または開店日が分かる資料（チラシ等）の写し

- 令和3年2月2日以降に開店した場合、提出してください。
※実際の開業日と異なる場合は、任意書式の理由書を追加添付してください。

～協力金の申請に関する問合せ先～

新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口
(福島県協力金コールセンター)

☎ 024-521-8575 (受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで

～申請書類郵送先～

※点線に沿って切り取り、
封筒に貼ってお使いいただけます。

〒960-8043

福島市中町1-19 福島中町郵便局 留
福島県休業協力金事務局 延長分 担当宛